

和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、和歌山県役務提供等実績認定審査会（以下「審査会」という。）の「実績要件を満たす者と同等の実績を有する者かどうかの審査」に係る入札参加有資格業者（和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づく入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。）からの申請及びその審査、認定等（以下「認定審査」という。）の手続を定める。

(認定審査の対象業務種目)

第2条 認定審査の対象とする業務種目は、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準(令和3年1月1日以降実施分)（平成23年制定）の別表に掲げられた業務とする。

(定期認定審査会、随時認定審査会及び持回りによる審査会)

第3条 審査会は、年1回の定期認定審査会と、必要に応じ、随時認定審査会を開催する。

2 定期認定審査会は、前条に規定する業務種目のうち、入札参加条件の実績要件を「国又は地方公共団体」との同種の契約実績があることと定めているものについて、入札参加有資格業者から申請のあった民間等契約実績（独立行政法人、公社・公団、民間企業等を契約の相手方とする契約実績をいう。以下同じ。）により、その入札参加有資格業者を実績要件を満たす者と同等の契約実績を有する者と認定できるかの審査を行う。

3 随時認定審査会は、前条に規定する業務種目のうち、入札参加条件の実績要件を「国又は地方公共団体」との同種又は同種同規模の契約実績があることと定めているものについて、入札参加有資格業者から申請のあった民間等契約実績により、その入札参加有資格業者を実績要件を満たす者と同等の契約実績を有する者と認定できるかの審査を行う。

4 会長は、審査会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員の参集による審査会に代えて持回りによる審査会を開催することができる。

6 持回りによる審査会は、会長が審査事項を各委員に回議して審査を行う。

(認定審査の事務処理)

第4条 前条第2項に規定する定期認定審査会に係る入札参加有資格業者からの申請の受付、定期認定審査会への報告等及び定期認定審査会の意見に基づく入札参加有資格業者への認定又は不認定の決定通知等の事務処理は、当該対象業務種目について入札参加資格申請の受付担当窓口とされている課（総務部総務管理局管財課、企画部企画政策局情報政策課、農林水産部森林・林業局森林整備課及び会計局総務事務集中課。以下「申請窓口課」という。）が行う。

2 前条第3項に規定する随時認定審査会に係る入札参加有資格業者からの申請の受付、随時認定審査会への報告等及び随時認定審査会の意見に基づく入札参加有資格業者への認定又は不認定の決定通知等の事務処理は、入札実施機関（当該条件付き一般競争入札を行い、契約を締結しようとする本庁の課室、地方機関及び各種委員会等の事務局をいう。以下同じ。）

が行う。この場合において、随時認定審査会への報告等については、申請窓口課を経由するものとする。

(定期認定審査の時期)

第5条 申請窓口課は、原則として毎年1回、第3条第2項に規定する定期認定審査について、関係する入札参加有資格業者に対して所要の申請の募集を行い、定期認定審査会に諮るものとする。

(随時認定審査の時期)

第6条 入札実施機関は、入札参加資格の事前審査により条件付き一般競争入札を行う場合には、原則として、入札公告開始日から入札の日の7日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）前までの間に、第3条第3項に規定する随時認定審査について、関係する入札参加有資格業者に対して所要の申請の募集を行い、必要に応じて入札の日の5日（県の休日を除く。）前までに随時認定審査会に諮るものとする。

2 入札実施機関は、入札参加資格の事後審査により条件付き一般競争入札を行う場合には、原則として、入札の日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内に、第3条第3項に規定する随時認定審査について、その開札による落札候補者に対して所要の申請受付を行い、必要に応じて速やかに、随時認定審査会に諮るものとする。落札候補者が変更となった場合も、その例によるものとする。

3 入札実施機関は、前2項の規定により随時認定審査会に諮る必要がある入札の実施予定がある場合には、毎年度4月から翌年3月までのその入札内容、入札時期等について、前年度の3月末までに総務事務集中課へ報告するものとする。その予定に変更があった場合も、同様とする。

4 入札実施機関は、第1項又は第2項の規定により随時認定審査会に諮る必要がある入札を実施する場合には、その入札公告開始日の2週間前までに、随時認定審査会へ諮るべき日について総務事務集中課へ通知するものとする。

(認定審査を申請する者の条件)

第7条 定期認定審査会へ第3条第2項に規定する定期認定審査を申請できる者は、第2条に規定する業務種目についての競争入札参加有資格業者で、その業務種目の入札参加条件の実績要件が「国又は地方公共団体」との同種の契約実績があることと定められている場合において、それらに該当する契約実績は有していないが、それらに相当する民間等契約実績を有している者とする。

2 随時認定審査会へ第3条第3項に規定する随時認定審査を申請できる者は、第2条に規定する業務種目についての競争入札参加有資格業者で、その業務種目の入札参加条件の実績要件が「国又は地方公共団体」との同種又は同種同規模の契約実績があることと定められている場合において、それらに該当する契約実績は有していないが、それらに相当する民間等契約実績を有している者とする。

(認定審査の申請様式)

第8条 前条第1項の規定による定期認定審査会への申請は、契約実績同等（同種）認定申請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 前条第2項の規定による随時認定審査会への申請は、契約実績同等認定申請書（別記第2号様式）により行うものとする。

（申請内容についての聴取）

第9条 申請窓口課及び入札実施機関は、別に定める認定審査指針に基づき、認定審査を申請した入札参加有資格業者（以下「申請者」という。）から民間契約実績等の申請内容について聴取するものとする。

（審査会への報告等）

第10条 申請窓口課及び入札実施機関は、前条に規定する申請者からの聴取内容等について定期認定審査会又は随時認定審査会に報告し、その説明を行うものとする。

2 認定審査会は、必要に応じ、定期認定審査会又は随時認定審査会に申請者の出席を求め、その申請内容等について直接聴取することができるものとする。

（審査会の意見の尊重）

第11条 申請窓口課及び入札実施機関は、申請者について実績要件を満たす者と同等の実績を有する者と認定すること（以下「申請者を入札に参加させるかどうかの認定」という。）について審査会の意見を尊重しなければならない。

（認定審査の入札実施機関への委任等）

第12条 入札実施機関は、予定価格が1,000万円未満の入札について、審査会が別に定める認定審査指針に基づく確認を行うことにより、申請者を入札に参加させるかどうかの認定を行うことができる。

（認定審査の結果通知）

第13条 申請窓口課は、第7条第1項及び第11条又は第12条の規定に基づく申請者を入札に参加させるかどうかの認定について、申請者に対して契約実績同等（同種）認定通知書（別記第3号様式）又は契約実績同等（同種）不認定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

2 前項の認定期間については、認定の日から申請者が現に有する入札参加資格の有効期限までとする。

3 入札実施機関は、第7条第2項及び第11条又は第12条の規定に基づく申請者を入札に参加させるかどうかの認定について、申請者に対して契約実績同等認定通知書（別記第5号様式）又は契約実績同等不認定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（不認定の理由の説明）

第14条 前条第1項又は第3項の規定により不認定の通知を受けた申請者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。次項において同じ。）により、その事務を行う申請窓口課又は入札実施機関に対してその不認定のその理由について、説明を求めることができる。

2 申請窓口課及び入札実施機関は、前項の規定により不認定の理由について、説明を求められたときは、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、原則として3日以内（県の休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

（審査会の庶務）

第15条 審査会の庶務は、総務事務集中課が処理する。

(雑則)

第16条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は、審査会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月2日から施行する。
- 2 和歌山県役務の提供等の契約に係る認定審査事務取扱要領（平成20年制定。以下「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 この要領の施行前に旧要領の規定によりなされた認定審査その他の行為は、この要領の相当規定によりなされた認定審査その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成26年9月18日から施行する。
- 2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成27年1月1日以降に実施する入札公告に係る入札の認定審査に適用し、その前日までに行う認定審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年12月5日から施行する。
- 2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成27年1月1日以降に行う入札の認定審査に適用し、その前日までに行う入札の認定審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年12月8日から施行する。
- 2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成27年1月1日以降に行う入札の認定審査に適用し、その前日までに行う入札の認定審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年11月24日から施行する。
- 2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成28年1月1日以降に行う入札の認定審査に適用し、その前日までに行う入札の認定審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月14日から施行する。
- 2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成29年1月1日以降に行う入札の認定審査に適用し、その前日までに行う入札の認定審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年12月11日から施行する。
- 2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成30年1月1日以降に行う入札の認定審査に適用し、その前日までに行う入札の認定審査については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成30年12月13日から施行する。

1 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成31年1月1日以降に行う入札の認定審査に適用し、その前日までにを行う入札の認定審査については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和2年12月16日から施行する。

2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、令和3年1月1日以降に行う入札の認定審査に適用し、その前日までにを行う入札の認定審査については、なお従前の例による。